



平成29年9月28日

各 位

株式会社バルクホールディングス

代表取締役社長 大竹 雅治

(コード番号：2467 名証セントレックス)

問合せ先：取締役管理本部長 五十嵐 雅人

電話番号：03-5649-2500 (代表)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年9月28日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役である石原紀彦（以下「対象取締役」という。）に対し、下記のとおり株式会社バルクホールディングス第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、対象取締役の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績向上及び企業価値向上を目指すにあたり、より一層の意欲や士気を向上させることを目的として、新規事業開発及び投資戦略等を担当する対象取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、コンサルティング事業が属する情報セキュリティ分野において、日本企業・政府のセキュリティ全般にかかる技術力・対応力向上が喫緊の課題となっております。そのなかでもサイバー攻撃・サイバークライムは世界的規模で加速度的に拡大し、日本における被害も深刻化していることから、特にサイバーセキュリティ対策分野について、市場の急激な拡大を見込んでおります。

また、マーケティング事業が属するマーケティング分野においても、ビックデータを背景とし、かつその解析手段として AI 等の活用が進むなかで、新たな事業機会の可能性が顕在化してきており、情報収集及びデータマイニングにかかる技術力、並びにクライアントへの提案力の強化の重要性が高まっております。

このような事業機会を取り込み、当社グループの成長に結びつけるためには、既存事業強化のための追加リソース配分（人材確保、設備投資）のみでは不十分であり、特に資本・業務提携や M&A 等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠となります。対象取締役は、平成 29 年 6 月 29 日付けで当社取締役に就任いたしました。各国政府、経営者、企業などに幅広いネットワークを持ち、インフラ事業での国際プロジェクト及びグローバル M&A の幅広い経験、並びにテクノロジー企業の投資家、

経営者及びアドバイザーとしての経験を有することから、当社取締役として前述の課題を解決するための重要な役割を担うこととなります。

従いまして、当社グループの成長による業績向上及び企業価値向上に向けて、対象取締役の果たすべき役割は非常に大きく、より強いインセンティブを与えるため、対象取締役に対して本新株予約権を付与することといたしました。なお、今回の本新株予約権の発行は、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値向上に向け、自身を株主の皆様と利害を共有する立場に置き、かつ権利行使後においても当社株式を継続的に保有し続けることで株主の皆様と同じ目線に立ち経営に参画していきたい旨、対象取締役自身から、その就任に際して申し出を受けたものとなります。

また、本新株予約権の目的とする株式の数の合計は 899,200 株であり、本新株予約権が全て行使された場合、本日現在における当社の発行済株式総数 7,494,000 株の 12.0%（議決権ベースで 12.0%。小数点第 2 位を四捨五入。）の希薄化が生じるほか、本新株予約権の付与対象者は対象取締役 1 名のみとなります。しかしながら、本新株予約権は、下記「Ⅱ. 新株予約権の発行要項」「3. 本新株予約権の内容」「(7) 本件新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、行使価額が本新株予約権発行決議日の直前営業日の当社普通株式の株価終値 129 円に 232.6%を乗じた 300 円に設定されているほか、予め定められた業績条件の達成が行使の前提条件とされております。具体的な業績条件としては、当社の連結経常利益を指標とし、直近 5 期間及び当期業績予想（平成 25 年 3 月期実績：19 百万円、平成 26 年 3 月期実績：24 百万円、平成 27 年 3 月期実績：49 百万円、平成 28 年 3 月期実績：69 百万円、平成 29 年 3 月期実績：23 百万円、平成 30 年 3 月期業績予想：24 百万円）に対して、平成 31 年 3 月期から平成 33 年 3 月期までのいずれかの期において、100 百万円を超過した場合にその付与数の 3 分の 1 を、200 百万円を超過した場合にその付与数の 3 分の 2 を、300 百万円を超過した場合にその全てを行使可能とするものとなります。それらの目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上につながり、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益にも資するものと認識しており、この目標達成のために対象取締役の担う役割が当社グループにとって非常に重要であることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものであると考えております。

また、対象取締役がその保有する本新株予約権を全て行使すると（本日現在の当社の発行済株式総数を前提とした場合）、当社の主要株主に該当することとなりますが、対象取締役からは、行使によって取得する当社株式について、長期的に保有する意向である旨の口頭による表明を受けております。

また、本新株予約権の発行時には発行価額の総額が払い込まれるほか、これが全て行使された場合における行使価額の合計は 269,760,000 円となります。当該払込に要する財産の存在については、対象取締役の銀行口座の預金通帳の写しを受領し、不足分については金融機関からの借入により資金を確保する見込みである旨の口頭による説明を受けることで確認しております。

なお、本新株予約権の発行は、当社グループの業績向上及び企業価値向上に対する新株予約権者の意欲や士気を高めることを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込み

の金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。従いまして、当該払込資金の具体的な使途については、現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、当社の監査役3名は全て社外監査役であるところ、当社監査役会からは、本新株予約権の発行による希薄化の規模及び対象取締役1名のみが付与対象者となることについて、権利行使価額が直近の株価と比較して高額に設定されていることに加え、予め定める利益目標の達成による段階的な行使条件が定められているため、これらが達成されることは既存株主の利益にも貢献できるものであること、及び対象取締役に期待される役割等に鑑み、合理性を有するものである旨の意見を得ております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の総数

8,992個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式899,200株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価格は、平成29年9月29日に決定するものとし、同日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値、株価変動性、配当利回り、無リスク利子率、行使条件（詳細は下記3.(7)に定める行使の条件を参照）等の要素を考慮して第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定するものとする。

3. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割（無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。な

お、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、300円とする。

(3) 行使価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ② 上記①に掲げた事由によるほか、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

- ③ 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、平成31年7月1日から平成35年6月30日までとする。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、平成31年3月期から平成33年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が以下に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該定めに掲げる割合（以下「行使可能割合」という。）を限度として、当該条件を最初に充たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。

(i) 1億円を超過した場合： 行使可能割合 33.3%

(ii) 2億円を超過した場合： 行使可能割合 66.6%

(iii) 3億円を超過した場合： 行使可能割合 100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 上記①の条件に加えて、本新株予約権者は、行使日の前日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値（但し、行使日の前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が300円（但し、上記(3)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

- ③ 本新株予約権者（(ii)の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

(i) 本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合

(ii) 本新株予約権者が死亡した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれを申し立てた場合

(iv) 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合

(v) 本新株予約権者が、当該者に適用される当社の就業規則その他の社内規

程等に違反したと取締役会が判断した場合

(vi) 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合

(vii) 当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨申し出た場合

(viii) 本新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社及び本新株予約権者の間で締結する新株予約権総数引受契約の定めに本新株予約権者が違反した場合

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(8) 本新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は当該本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)及び(3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(4)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(4)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(5)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(7)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(8)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (10) 本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。
- (11) その他細目事項
その他本新株予約権に関する細目事項は、当社と本新株予約権者との間で締結する本新株予約権に係る新株予約権総数引受契約及び当社取締役会の決議により定める。

4. 本新株予約権の割当日

平成29年10月13日

5. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年10月13日

6. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 石原紀彦（新規事業開発及び投資戦略等担当） 8,992個

以 上